

千葉市災害時要配慮者支援計画(案)に関するパブリックコメント手続実施シート

対象施策の案

千葉市災害時要配慮者支援計画（案）

所管課

総務局危機管理課

意見の提出期間

平成26年5月15日（木）～平成26年6月16日（月）

対象施策の案の趣旨、目的及び背景

平成16年7月、新潟・福島、福井で発生した豪雨災害において、災害時に弱い立場に置かれる障害者や高齢者などの方々への防災対策が、大きな課題として浮き彫りになりました。

千葉市では、平成22年3月に、これらの方々を守るための基本的事項を定める「千葉市災害時要援護者支援計画」を策定し、対策を推進してきました。

この度、これまでの取組みや災害対策基本法の改正、国の取組指針などを踏まえ、この計画を修正して、「千葉市災害時要配慮者支援計画（案）」を作成しました。

対象施策の案の概要

修正の主な内容は、次のとおりです。

- 1 避難行動要支援者名簿の作成及び共有・提供
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成に関して定め、その掲載対象者の範囲を見直しました。
 - ・ 避難行動要支援者名簿を、平常時から、市役所内部の関係課及び民生委員、消防局と共有することを決めました。
 - ・ 避難行動要支援者の名簿情報について、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、本人から拒否の意思表示がない限り、避難支援等関係者に提供することを決めました。
- 2 支援体制構築
 - ・ 支援体制構築に関して、自助・共助・公助の役割分担で整理しました。
- 3 避難所における要配慮者への配慮の整理
 - ・ 福祉避難所や帰宅困難者の一時滞在施設、在宅避難等の整理をしました。